

第4弾東金市がんばるお店応援クーポン券取扱店舗募集要領

1 発行の目的

地域経済における消費の下支えを図るとともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活の応援を図る。

2 クーポン券の発行

- (1) 名称 第4弾東金市がんばるお店応援クーポン券（以下「クーポン券」という）
- (2) 発行者 東金市
- (3) 発行対象者及び発行額
市民全員に1人あたり5,000円分のクーポン券を配布
※令和7年5月1日現在の住民基本台帳に記録されている方
- (4) 発行総額 約2億8,300万円
(予定：市民1人あたり5,000円分×市民約56,600人)
- (5) 発行枚数 約566,000枚
(予定：市民1人あたり500円分を10枚×市民約56,600人)
- (6) クーポン券の使用期間
令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで
- (7) クーポン券の使用条件
クーポン券取扱店舗において、1,000円の会計につき1枚使用できることとし、1枚につき500円分の割引が受けられることとする。
- (例) 1,000円～1,999円の会計の場合＝1枚使用可⇒1枚使用した場合 500円分の割引
2,000円～2,999円の会計の場合＝2枚使用可⇒2枚使用した場合 1,000円分の割引
3,000円～3,999円の会計の場合＝3枚使用可⇒3枚使用した場合 1,500円分の割引
4,000円以上の会計についても同様に使用可能

3 クーポン券の使用対象外となるもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 金、プラチナ、銀、商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 宝くじの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類その他の仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (9) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い
- (10) 社会保障制度（医療や介護等）の一部負担金
- (11) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和7年9月30日（火）以降となるもの
- (12) クーポン券発行の趣旨にそぐわないもの

4 クーポン券取扱店舗となるための要件

(1) 店舗・事業所の要件

東金市内で小売業・飲食業・各種サービス業等を営む店舗・事業所（店舗面積が 1,000 平方メートルを超える小売店舗を除く。）及び市内を運行する移動スーパー
※申込日において既に営業を開始していること。

(2) 申込者

東金市内の店舗・事業所の事業者及び市内を運行する移動スーパーの事業者（代表者又は店舗・事業所の責任者）

ただし、次に該当する事業者を除く。

ア特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

イ「3 クーポン券の使用対象外となるもの」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
ウ役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる事業者

エ役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められる事業者

オ役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる事業者

カ役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

キ役員等が、暴力団、暴力団員又はウからカに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者

5 クーポン券取扱店舗の責務等

クーポン券取扱店舗は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) クーポン券使用期間中（令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで）はクーポン券取扱店舗として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと。
- (2) 消費者がクーポン券取扱店舗であることが分かるように、クーポン券取扱店舗登録後に送付する「クーポン券取扱店舗用ステッカー」を店頭に掲示すること。
- (3) 消費者が使用期間中にクーポン券を持参した場合は、次の処理を行うこと。
ア見本券と照合し、偽造されたものでないかの確認（偽造に対して市は責を負いません。）
イクーポン券は、物品の販売やサービスの提供等の取引において、1, 0 0 0 円の会計につき 1 枚を使用することができることとし、1 枚につき 5 0 0 円分の割引を行うこと。
- (4) 1, 0 0 0 円未満の会計、クーポン券の使用期間を過ぎた会計及び「3 クーポン券の使用対象外となるもの」に係る会計には、クーポン券を使用させないこと。また、現金との引き換えには応じないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、使用を拒否するとともに速やかに東金市クーポ

ン券事業運営事務局（以下「運営事務局」という）に報告すること。

(6) クーポン券の交換・譲渡・売買・再使用・偽造・悪用は行わないこと。

(7) クーポン券による割引を行った場合、残金は消費者から現金やクレジットカード等で受け取ること。

6 クーポン券取扱店舗の募集

クーポン券取扱店舗となることを希望する事業者は「第4弾東金市がんばるお店応援クーポン券取扱店舗登録申込書（別記第1号様式）」（以下「登録申込書」という）に必要事項を御記入の上、運営事務局へ提出してください。

複数店舗の登録を希望する場合には、店舗ごとに申込みが必要です。

申込みがあった店舗について、市が営業実態を把握した上で、クーポン券取扱店舗として登録を行います。

営業実態の把握の際に、協力機関である東金商工会議所の職員がお伺いする場合があります。

※申込書様式及び募集要領は市ホームページ、市役所受付、商工観光課、東金商工会議所で配布します。

市ホームページ(<https://www.city.togane.chiba.jp/0000009340.html>)



(1) 申込受付期間

1次募集 令和7年4月15日（火）から令和7年5月9日（金）まで（必着）

2次募集 令和7年5月10日（土）から令和7年7月31日（木）まで（必着）

※1次募集の期間内に申込みを行い、市がクーポン券取扱店舗に登録した場合は、市のホームページに店舗名等を掲載します。また、クーポン券の使用方法を記載した「クーポン券使用ガイド」（市民向けパンフレット）に店舗名等を掲載し、クーポン券とともに全世帯に配布します。2次募集の場合は、市のホームページに店舗名等を掲載しますが、「クーポン券使用ガイド」に店舗名等は掲載されません。

(2) 申込方法

ア郵送の場合（簡易書留等の配達記録が残るものを推奨）

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル6階

近畿日本ツーリスト（株）「東金市クーポン券事業運営事務局」宛

イファクスの場合（要着信確認）

近畿日本ツーリスト（株）「東金市クーポン券事業運営事務局」宛

ファクス 043-222-9770（送信後に運営事務局に電話で着信確認 ☎043-227-9404）

ウ電子メールの場合

chibasupport@or.knt.co.jp

タイトルに「クーポン券取扱店舗登録申込」と入力し、必要事項を入力した「第4弾東金市がんばるお店応援クーポン券取扱店舗登録申込書」（Microsoft Excel ファイル）を添付

※申込にかかる費用は申込者の負担となります。

(3) クーポン券取扱店舗登録証の発行及び物資等の送付

クーポン券取扱店舗として市が登録した場合は、クーポン券取扱店舗登録証を発行します。また、6月上旬頃から順次「マニュアル」、「クーポン券回収キット」、「ポスター」、「ステッカー」、「見本クーポン券」をお送りします。

7 換金請求について

会計時に割引を行い、使用者から回収したクーポン券（半券）と換金請求書を運営事務局にお送りいただくことで換金することができます。

(1) 換金請求期間

令和7年7月1日（火）から令和7年10月31日（金）（消印有効）まで

※換金請求期間を過ぎると、いかなる理由があっても換金を行うことはできません。

(2) 換金請求回数

1店舗あたりの換金請求回数の上限は7回です。

7回を超える請求は行うことができませんので、最後の請求はクーポン券使用期間終了後にクーポン券請求枚数が確定してから行ってください。

(3) 換金請求方法

本事業に係る換金事務は運営事務局で行います。

クーポン券取扱店舗登録時に送付する「クーポン券回収キット」を使用し、運営事務局に換金請求を行ってください。

換金請求時にはクーポン券の半券を切り取り、換金請求書とともにお送りください。半券を切り取った後のクーポン券取扱店舗控えは請求ごとに取りまとめ、必ず保管してください。（換金請求書と送付されたクーポン券の枚数に相違があった場合、クーポン券番号による確認を行います。）

運営事務局で確認後、クーポン券の枚数に応じた金額を登録申込書に記載された口座に振り込みます。

換金に係る送料及び振込手数料、換金手数料はかかりません。

振込予定日等、詳しくはマニュアルを御覧ください。

8 その他留意事項

本要領に記載されていない事項は、「東金市クーポン券事業運営事務局コールセンター」までお問合せください。

東金市クーポン券事業運営事務局

(東金市が業務を委託している近畿日本ツーリスト株式会社)

コールセンター ☎043-227-9404

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝休日を除く）

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。